

## 破産・免責申立てに必要な書類一覧

### 【注意事項】

1. 以下の書類一覧のうち、あなたに該当する書類は、すべて申立書一式と一緒に提出してください（申立前に必ず準備してください）。これ以外にも、個別に書類の提出を求められることがあります。
2. 公的機関（市区町村役場、法務局等）から発行される書類は、申立前 3 か月以内に発行されたものを提出してください。
3. 書類一覧で「コピー」と記載されていないものは、原本を提出してください。「コピー」と記載されている書類のコピーをとるときは、拡大や縮小はせずにそのままの大きさと、A4判用紙にコピーしてください（書類が大きい場合は、A3判用紙にコピーしてください）。また、A4縦の状態ですべてに3 cm程度の余白が残るようにコピーしてください。
4. 書類作成や資料収集に少しでも不安がある場合は、弁護士等の専門家にご相談ください。裁判所は、書類作成のアドバイスはできません。法律を知らなかったり、誤解をした  
りしたために、十分な主張や証拠の提出ができなかった場合、裁判所は申立てを棄却  
することがあります。
5. ご自身で申立てを希望される場合は、札幌地方裁判所民事第4部破産・再生係（別館2階）まで申立書一式を取りに来てください（平日のみ。午後は窓口が混雑しますので、なるべく午前11時までに原則として本人が来庁してください）。来庁された際は、手続案内 DVD の視聴（約15分）、手続説明等を行っています（法律相談に応じることはできません。）。
6. 申立書等をご自身で記入していただいたうえで、必要書類、手数料及び郵便切手などと一緒に裁判所に提出してください。
7. 提出前に、提出書類に個人番号（マイナンバー）の記載がないかご確認ください。  
記載がある場合は、マスキングしてコピーしたものを提出してください。

**【必要書類一覧】**（書類の入手先は< >内に記載）

**1 申立人の住所、本籍等に関する書類**

(1) 住民票（申立人及び同居者分）<住居地の市区町村役場等>

世帯全員と本籍の記載があるもので、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの

(2) 戸籍謄本又は全部事項証明書 <本籍地の市区町村役場等>

**2 収入関係（申立人と同居者の収入に関する書類）**

(1) 給料明細書（申立直近3か月分）のコピー

(2) 直近年度の源泉徴収票又は収入証明書（控除欄の記載があるもの。）のコピー  
<源泉徴収票⇒勤務先、収入証明書⇒市区町村役場>

(3) 年金受給証明書又は年金支払通知書のコピー

(4) 雇用保険受給資格証のコピー

(5) 生活保護決定通知書又は生活保護受給証明書のコピー

(6) 児童（扶養）手当受給証明書のコピー

**3 財産関係（預貯金）**

(1) 預貯金通帳のコピー（申立人及び同居者分）

表紙、表紙の裏及び申立て1年前から1週間前までの間の記帳部分をコピーしてください。また、個人からの入金がある場合は、通帳コピーの余白に申立人との関係を記載してください。

(2) 取引明細書のコピー（申立人及び同居者分）<取引明細書⇒各金融機関>

上記(1)の通帳記帳部分に一括記帳のある場合、通帳が発行されていない場合又は通帳を紛失した場合に提出してください。

**4 財産関係（預貯金・不動産以外）**

(1) 保険解約返戻金計算書又は保険証券（解約返戻金の有無及び額が分かるもの）のコピー（本人）<返戻金計算書⇒保険会社>

(2) 自動車検査証又は登録事項証明書のコピー（本人、配偶者、同居者分）

(3) 自動車の査定書（原則として、国産車は初年度登録から10年以内の場合）

<査定書⇒中古自動車買取業者等>

(4) 退職金計算書又は退職金支給規程のコピー(本人) <勤務先>

## 5 財産関係(不動産)

(1) 不動産の登記簿謄本又は全部事項証明書等 <法務局>

本人所有の不動産のほか、配偶者、親族及び同居者が所有する土地、建物に現住している場合には、その土地、建物の部分を提出してください。

(2) 固定資産評価証明書 <不動産所在地の市区町村役場>

(3) 被担保債権現在高証明書(抵当権が付されている住宅ローン等の残高が分かる書類) <融資金融機関>

(4) 不動産の査定書

(5) 不動産競売の開始決定正本のコピー <競売をした裁判所>

(6) 不動産売買契約書のコピー(過去2年以内に売却した場合)

(7) 不動産競売の売却実施通知書のコピー <競売をした裁判所>

(8) 不動産競売の配当表のコピー <競売をした裁判所>

(9) 所有不動産の賃貸借契約書のコピー

## 6 自営業関係

(1) 商業登記簿謄本又は全部事項証明書 <会社所在地の法務局>

(2) 確定申告書のコピー(3期分)

※個人番号(マイナンバー)はマスキングしてください。

(3) 決算報告書又は帳簿のコピー(3期分)

(4) 営業等の譲渡契約書のコピー

(5) 未払売掛金等の目録(申立人が作成)

(6) 廃業・休業届のコピー <管轄税務署>

※個人番号(マイナンバー)はマスキングしてください。

(7) 在庫商品、什器備品等目録(申立人が作成)

(8) 法人の破産決定正本のコピー

## 7 その他の書類

- (1) 診断書(就労困難な場合)のコピー <医療機関>
- (2) 遺産分割協議書のコピー
- (3) 過去の破産・免責決定正本のコピー
- (4) 債務名義正本等のコピー(判決、調停調書、和解調書、支払督促、訴状等)
- (5) 債権差押命令正本のコピー
- (6) 借入等に関する取引明細書等のコピー(債権者一覧表の債権者)
- (7) 納付書等のコピー(滞納公租公課一覧表の国、市町村役場等)
- (8) 家計表に記載されている支出費目に係る領収書等(家賃、食費、電気・ガス・水道代、携帯電話代(利用明細書を含む。)、保険料等)のコピー

## 8 現住所の疎明資料(住民票上の住所と現住所が異なる場合のみ)

- (1) 賃貸借契約書のコピー
- (2) 消印入りの郵便物のコピー又は世帯主作成の居住証明書